

公益財団法人 CIESF 定款

2014年2月改正

公益財団法人 CIESF 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 CIESF と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区渋谷 2 丁目 7 番 5 号 URD 渋谷第 2 ビル 4 階に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、発展途上国の教育に関する事業を行い、発展途上国の教育と経済の発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等教育機関整備事業
- (2) 高等教育内容拡充事業
- (3) 高等教育普及事業
- (4) 中等教育機関整備事業
- (5) 中等教育内容拡充事業
- (6) 中等教育普及事業
- (7) 教員養成支援事業
- (8) 調査研究事業
- (9) 研究生、奨学生等の招聘事業
- (10) 高等教育修了生の自立支援及び就職支援事業
- (11) その他上記に関連する事業

2 前項の事業については、日本及び海外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立者がこの法人のために拠出した金 300 万円
- (2) 基本財産として寄付された財産
- (3) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由によりその全部もしくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、それぞれ議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得たうえで、評議会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (5) その他法令で定める帳簿及び書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（会計原則）

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第13条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ) 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ) 当該評議員と婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ) 当該評議員の使用人

ニ) ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ) ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ) ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

ト) この法人の理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ) 理事

ロ) 使用人

ハ) 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ) 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるもの

をいう。) または認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

(3) 評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係のある者が含まれてはならない。

3 評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。

4 評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を推薦した理由

(3) 当該候補者との法人および役員等(理事、監事および評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、3名を欠いた場合においては、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(評議員会)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬の額

(3) 定款の変更

(4) 計算書類の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(6) 法律上に基づく解散及び残余財産の処分

(7) 合併、事業全部又は一部の譲渡及び事業全部の廃止

- (8) 理事会において評議員会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を書面もしくは、電磁的方法により通知しなければならない。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(議決)

第24条 評議員会の議事は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議決に関しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の決議目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第6章 理事及び監事

(役員等)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内の副理事長を置くことができるものとする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事並びに常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は評議員会において、各々選任する。

2 理事長、副理事長及び、専務理事及び常務理事は理事会において理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係があるものを含む。）並びに使用人を兼ねることができない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事会は、理事長以外の理事の中から、業務を担当する者を選任することができる。

4 業務を担当する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 理事長、及び第3項の業務を担当する理事は毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 当財団の業務並びに財産及び会計の状況を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成すること。

(3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。但し、増員された監事の任期については、現任者の残任期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。

4 理事又は監事は、就任又は任期満了においても、理事は3名を欠いた場合において、監事は1名を欠いた場合は、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第32条 理事又は監事が次の各項に該当するときは、評議員会において、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

(報酬等)

第33条 理事は無報酬とする。但し、常勤の理事には報酬を支給することができる。その額については、評議員会において別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 監事の報酬は評議員会において別に定める役員等の報酬規程による。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第34条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会における総評議員の決議によって、役員等の賠償責任を、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第35条 この法人に、任意の機関として、1名以上5名以下の顧問を置く。

- 2 顧問は次の職務を行う
 - (1) 理事の相談に乗ること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の専任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は無報酬とする。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長並びに専務理事、常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条2項3号により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項2号又は第4号前段に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第42条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、及び第4条、及び第14条についても適用する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第48条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第1項の第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が、解散等により清算する場合において、残余財産は評議員会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益認定の取り消しに伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げるこの法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会、諮問委員、専門委員)

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任及び解任する。

3 委員会の任務及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

第11章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

(施行)

1. この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条第に定める公益法人の設立の認定の日から施行する。

(認定時評議員)

2. この法人の認定時の評議員は、次のとおりとする。
秦信行 東出浩教 今野由梨 田岡佳子 寺田朗子 リチャード・ダイク、
松岡和久

(認定時役員)

3. この法人の認定時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。
理事 大久保秀夫 篠原勝弘 潮木守一 秋尾晃正
金森正臣 戸田陽子
代表理事 大久保秀夫 篠原勝弘
監事 本塚雄一郎

(設立者の氏名)

4. 設立者の氏名は次のとおりである。

設立者 氏名 大久保 秀夫

5. 改正

1.) 平成 26 年 2 月 18 日 第 2 条第 1 項改正